

11月1日(日)～7日(土)



11月1日(日)～7日(土)は秋の火災予防運動を実施します。この運動は、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎え、市民が火災予防の意識を高めることにより、火災の発生を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。火災を起こさないように、日ごろから気をつけるとともに、万が一のために、住宅用火災警報器の設置を徹底しましょう。

期間中、消防本部では、次の活動を実施します。

- 消防車や広報車による市内巡回広報で防火を呼びかけます。
- 防火ポスターやノボリを掲示して防火を呼びかけます。
- 危険物施設や事業所の立入検査・防火指導を行います。

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協体制をつくる。

住宅の防火対策
いのちを守る7つのポイント
3つの習慣・4つの対策



寝たばこはダメッ

3つの習慣

ストーブの周囲を整頓する

火を点けたまま離れない



サイレン吹鳴のお知らせ



秋の火災予防運動が始まる11月1日に、次のとおりサイレンまたは半鐘が鳴ります。

サイレン吹鳴日時
11月1日(日)
午前6時 火災警報発令

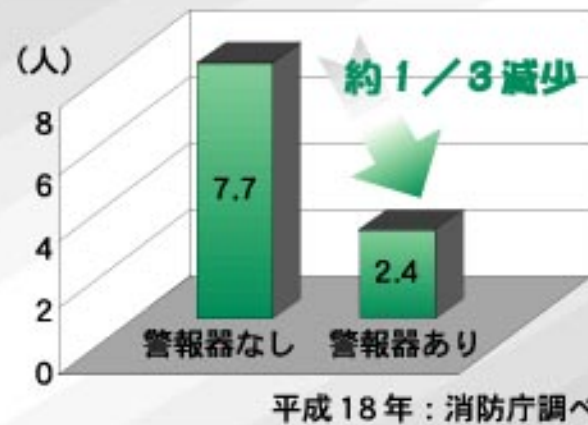
※この時間以外にも、演習招集信号などが吹鳴する地区もあります。

もう付けましたか？ 住宅用火災警報器！



にかほ市では火災予防条例により、平成23年5月末までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。自分自身と家族の大切な命を守るため、早めに設置してください。

住宅用火災警報器の設置有無でみた住宅火災100件あたりの死者数



初期消火と早期避難

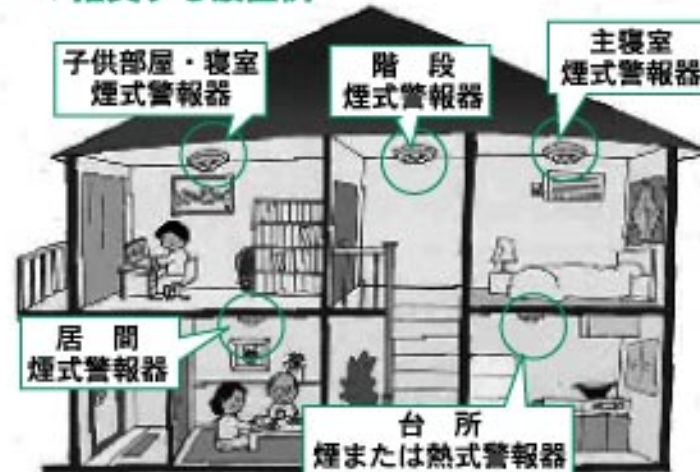


警報器の作動



火災発生

▼推奨する設置例



Q.どこに設置するの？

- ▼寝室と階段に設置義務があります。
- ▼その他、不注意で火災が発生しやすい場所(台所など)にも設置を推奨します。(任意設置)
- ◆天井・壁にネジで取り付けるものと、フックで壁に引っ掛けるものがあります。
- ◆耳の不自由な方は、光や振動を発する機器などを取り付けることにより、音以外の方法で火災を知ることが出来ます。

悪質な販売業者に注意!!

ご注意!!

消防署員、市役所職員が一般家庭を訪問し、住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。自宅を訪問し、高額な代金を請求する、悪質な販売業者に注意してください。



住宅用火災警報器や消火器はホームセンターや家電量販店などで購入できます。住宅用火災警報器や消火器などについて、不明な点は問い合わせ下さい。

問合先
消防本部 予防課
38・2824
消防本部ホームページは
<http://hyperc.city.nhkaho.akita.jp/nfd/>